

救命救急センターにおける 急性薬毒物中毒治療の評価

骨子【I－4－(1)】

第1 基本的な考え方

救命救急入院料における急性薬毒物中毒患者の評価について、基準が不明確であることから評価を見直すとともに、算定可能な施設を拡大する。

第2 具体的な内容

- 救命救急入院料の急性薬毒物中毒加算について、対象を明確化するとともに、簡易な検査の評価を新設する。また、算定可能な対象施設を高度救命救急センターだけでなく救命救急センターに拡大する。

現 行	改定案
<p>【救命救急入院料】</p> <p>急性薬毒物中毒加算 5,000点</p>	<p>【救命救急入院料】</p> <p>急性薬毒物中毒加算1（機器分析） 5,000点</p> <p>急性薬毒物中毒加算2（その他） 350点（新）</p> <p>[算定要件]</p> <p style="text-align: center;"><u>急性薬毒物中毒加算1（機器分析）については日本中毒学会によるガイドラインに基づいた機器分析を自院で行った場合にのみ算定する。</u></p>
<p>[施設基準]</p> <p style="text-align: center;">高度救命救急センターであること。</p>	<p>[施設基準]</p> <p style="text-align: center;"><u>（削除）</u></p>